

**お住まいの地域を担当している
地域包括支援センターにご相談ください！**

地 域	桜山3・4・5丁目（35～37番、葉桜団地を除く）、沼間、池子
逗子市東部地域包括支援センター	
所在地	池子字棧敷戸 1892-6 保健センター
電 話	046-876-6299
F A X	046-873-1117

地 域	逗子、桜山1・2・5丁目35～37番、葉桜団地のみ・6～9丁目、山の根、新宿1～3・4丁目1～5番（2番29～59号を除く）・6番38～42号・5丁目
逗子市中部地域包括支援センター	
所在地	逗子5-4-33 逗子会館
電 話	046-872-2480
F A X	046-872-2497

地 域	久木、小坪、新宿4丁目2番29～59号・6～16番（6番38～42号除く）
逗子市西部地域包括支援センター	
所在地	新宿4-16-10（亀ヶ丘バス停そば）
電 話	046-876-5451
F A X	046-876-5461
※令和2年6月 小坪コミセンより移転しました	

相談受付時間

平 日 8：30～19：00

土曜日 8：30～12：00 ※中部：要事前予約

※祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く



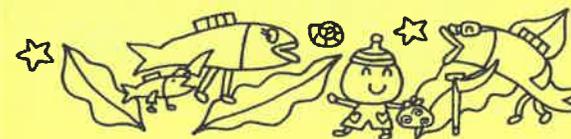
<このパンフレットについての問合せ先>

逗子市 福祉部 社会福祉課 地域共生係

電話 046-873-1111（代表）

令和3年5月20日作成

福祉の総合相談窓口
**地域包括支援センター
に相談しましょう！**



地域包括支援センターは、地域の皆様が住み慣れた地域で生活できるように支援するために設置されている機関です。

高齢の方、障害のある方、子育て中の方など、どなたでも相談できる介護・医療・保健・福祉の総合的な相談窓口です。

逗子市

福祉に関する包括的な相談機関の地域包括支援センターに、ご相談ください！

総合相談

高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野を問わず、相談をお受けします。
関係機関と連携しながら、必要な支援につながるよう、課題の解決に向けて、支援していきます。

高齢 ○介護保険、介護サービスの利用について ○家族の介護のこと ○認知症のこと

障がい ○

子育て ○育児と介護のダブルケアで悩んでいる

生活困窮 ○生活費が足りず困窮している

上記の分野を問わず、課題が多くあり、どこに相談したらいいかわからないこと、権利擁護(虐待の相談、成年後見制度の紹介)のこと、ひきこもっているご家族のことで悩んでいること など
地域の皆様が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続するために、関係機関の専門職等と連携しながら、適切な保健・医療・福祉サービス・機関、制度等の利用支援等を行います。

地域づくり

○参加支援事業

支援を必要としている方に、地域の社会資源との間のコーディネートを行います。

○生活支援体制整備事業

地域の多様な生活支援等の取組のコーディネートを行い、地域における一体的な生活支援サービスの提供体制の整備を図ります。

介護予防・ケアプラン作成

○介護予防のための運動教室等の紹介

○要支援1、2の認定を受けた方、総合事業対象者となられた方が、介護予防サービスを利用するために必要なプラン作成を行います

一人や、家族だけで悩まず、
地域包括支援センターに相談しましょう！

地域包括支援センターでは保健師等、
主任ケアマネジャー、社会福祉士が、福祉
に関する相談に無料で応じています。
ぜひお気軽にご相談ください！

